

1 いじめの認知

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法 第2条』

以下のものをいじめとして認知します。

- ①冷やかしやからかい、脅し文句や悪口などいやなことを言われる。
- ②仲間はずれや集団から無視される。
- ③ぶつかってきたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられる。
- ⑤物品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられるなどの行為。
- ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦SNS等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。
- ⑧その他、被害者が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの認知にあたっての基本的な視点

- ア いじめは、どんな理由があっても絶対に許されない行為です。
- イ いじめは、どの学級にも起こりうるものです。
- ウ いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいです。
- エ いじめは、その行為により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがあります。
- オ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっています。
- カ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。

2 いじめ防止基本方針の周知

学校基本方針をホームページに掲載し、その内容を説明していきます。

3 対策組織

(1) いじめ対策委員会の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 特別支援コーディネーター
養護教諭 当該職員 必要に応じて外部専門家

(2) いじめ対策委員会の機能

- いじめ対策委員会は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・事案の対処事後支援を実効的に行います。
- 特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、複数の目による状況の評価や外部専門家を活用した支援等が可能となるよう組織的に対応します。

4 いじめの未然防止

児童がいじめについて考える機会を設定したり、いじめが起こりにくい集団づくりをめざしたりします。教育課程の中に児童自身が考える時間を意図的に設定し、児童同士でいじめをなくそうとする態度や心情を育てます。

ア 各教科、道徳の時間を活用し、意図的・計画的に実践します。

イ 学級活動・・・係活動や委員会活動、Q-Uテスト、人間関係プログラム、エンカウンターなど

ウ 児童会活動・・・縦割り活動や縦割り遊びなどの異学年交流活動 あいさつ運動など

エ その他・・・人権教育、SNS講座

5 いじめの早期発見

(1) 日々の観察

担任だけでなく、児童が活動する場には教職員がいるように配慮します。

(2) 連絡帳や日記等の活用

保護者や児童の声をいつでも聞くことができる環境づくりを目指します。

(3) いじめアンケートの実施

各学期1回（6月 11月 2月）実態をつかむために学校一斉のアンケートを実施します。（本校では「学校をもっと楽しくしようアンケート」）

(4) 教育相談、カウンセリング

保護者や児童から依頼があった場合は、すぐに対応し、面談する時間を設けます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの来校日には、カウンセリングを受けることができます。

6 いじめへの対処

(1) 迅速な状況把握

「いじめではないか」と思われることを知った場合は、速やかに関係する児童から聞き取りをします。関係する教職員、保護者などからも情報を得て、正しく事実確認をします。

【把握すべき情報】

- ・誰が誰をいじめているか。
- ・いつ、どこで起こったか。
- ・どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか。
- ・いじめのきっかけは、あるか。
- ・いつごろから、どれくらい続いているのか。

(2) 具体的な対応

- ・報告を受けた時点で、関係職員がいじめ対策委員会を開き、すぐに関係者から話を聞き、理由にかかわらずいじめをやめさせます。
- ・いじめを受けた被害児童への支援を行います。
- ・いじめを行った児童とその保護者にも事実を正確に説明し、児童への指導を行います。
- ・SNSにおけるいじめへの対応は、磐田市教育委員会から発行されている「児童生徒が安心して学べる学校にするために」「保護者の皆様に承知しておいていただきたいこと」に記載されている通り、保護者責任での対応が原則となります。

7 重大事態への対応

重大事態とは・・・

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。(自傷行為、心身等精神的な障害、金品等の被害)
- 欠席の原因がいじめであると疑われ、児童が相当な期間(年間30日を目安)、学校を欠席しているとき、あるいはいじめが原因で一定期間連続して欠席しているとき。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき。

- (1) 磐田市教育委員会に速やかに報告し、学校で調査を行う場合は、いじめ対策委員会の検討を踏まえ、必要な体制を整え、客観的な事実関係を把握します。
- (2) いじめを受けた児童や保護者に対して、調査結果をもとに事実関係の情報を提供します。
- (3) 報道対応については、プライバシーに十分配慮し、正確で一貫した情報を提供します。